

感染症患者発生時の 高齢者施設運営について

香川県長寿社会対策課
施設サービスグループ
亀山 涼香

新型コロナ流行を振り返って

第6波で実際にクラスターを経験した施設職員の声

思ったよりも感染の広がりが早い。外からの持ち込みで広がるため、職員の健康管理や人の出入りの把握が極めて重要。

施設のマニュアルがあるが、実際には使えなかった。発生時の責任者に決めていた職員が感染していなくなってしまった。

職員は減るが入所者（感染者）の数は減らないし、感染対策や関係機関との連絡など、業務は一気に増える。

どんな場面でどの防護具を着けるのか、正しい脱ぎ方が分からなかった。防護具をつけての勤務は体力の消耗が激しい。

ガウンや手袋は備蓄していたが、N95マスクとフェイスシールドは持っていなかった。思ったより消費量が増えた。

施設の様子が激変する。入所者の命を守るため業務を絞ったが、いつもの生活を守りたい気持ちもあり葛藤があった。

今後に備えて取り組むべきこと

1

- 感染対策の見直しと備え

2

- 感染者等が発生した場合への備え – 業務継続計画（BCP）の策定 –

3

- 業務継続計画（BCP）を用いた研修・訓練（シミュレーション）

感染対策の見直しと備え

□ 入所者・職員の健康管理の方法を確認

□ 情報共有体制の確認

□ 嘱託医や協力医療機関との連携（速やかな受診・検査・治療の実施）

→ 5類感染症移行により、嘱託医等が治療を担当。入院が必要な場合は、嘱託医等が調整。

□ 感染状況に応じたレクリエーションや交流の方法（面会の方法など）の検討

□ 個人防護具の備蓄

物品調達に必要な日数を施設毎に勘案して、個人用防護具（マスク、フェイス

シールドまたはゴーグル、手袋、ガウンなど）を備蓄するようにしましょう。

今後に備えて取り組むべきこと

1

- 感染対策の見直しと備え

2

- 感染者等が発生した場合への備え – 業務継続計画（BCP）の策定 –

3

- 業務継続計画（BCP）を用いた研修・訓練（シミュレーション）

BCP（業務継続計画）とは

BCP : Business Continuity Plan（業務継続計画）

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン

（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、**重要な事**

業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、

体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画（BCP）と呼ぶ。

出典：「事業継続ガイドライン」（内閣府、平成25年8月改定）

なぜ、介護事業者にBCPが必要？

- ・介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないもの。介護事業者は、災害や感染症の流行が起こった際に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが必須。
- ・大規模災害の発生や感染症の流行に備え、介護サービスの業務継続のために**平時から準備・検討**しておくべきことや、**発生時の対応**などをまとめたBCP（業務継続計画）の作成が重要。

出典：「令和2年度厚生労働省老健局業務継続計画（BCP）作成支援指導者養成研修」を基に作成

感染症BCPと自然災害BCPの違い

項目	地震災害	新型コロナウイルス感染症
事業継続方針	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り事業の継続・早期復旧を図る ○サービス形態を変更して事業を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、事業継続のレベルを決める ⇒正確な情報を入手し、的確に判断する
被害の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○主として、施設・設備等、社会インフラの被害が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として、人への健康被害が大きい ⇒事業継続は、主にヒトのやりくりの問題
地理的な影響範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○被害が地域的・局所的 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害が国内全域、全世界的となる
被害の期間	<ul style="list-style-type: none"> ○過去事例等からある程度の影響想定が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
被害発生と被害制御	<ul style="list-style-type: none"> ○主に兆候がなく突発する ○被害量は事後の制御不可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染防止策により左右される ⇒感染防止策が重要
事業への影響	<ul style="list-style-type: none"> ○事業を復旧すれば業績回復が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ○集客施設等では長期間利用客等が減少し、業績悪化が懸念される

出典：「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（厚生労働省老健局、令和2年12月）を基に作成

令和3年度介護報酬改定について

1. (1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進 (その1)

「業務継続計画の策定等」は、
令和6年4月1日から義務化されます！

組の徹底を求める観点から、以下の取組を
の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施等
の訓練（シミュレーション）の実施等
（※3年の経過措置期間を設ける）

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】
（※3年の経過措置期間を設ける）

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

✦ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

✦ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等



掲載場所: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

感染者等が発生した場合への備え

－業務継続計画（BCP）の策定－

- 全体の意思決定者・各担当者を決める（誰が・いつ・何を）
- 発生時の連絡先・連絡フローの整理
- 勤務可能な職員のリストを作成
- 医療ケアの備えと連携（施設内療養を視野に）
- 入所者と家族に、発生した場合のリスクをあらかじめ確認
- 職員の確保
（施設内・法人内・相互応援ネットワーク、宿泊場所の準備）
- 職員の出勤状況に応じた業務の優先順位付け

業務継続計画（BCP）を用いた 研修・訓練（シミュレーション）

- 作成した業務継続計画（BCP）の内容は、全職員に周知する。
- ゾーニングを図面上で確認する。
- 感染者や濃厚接触者が発生した想定での訓練や、行動歴から接触者を洗い出す訓練などを行い、課題を見つける。
- 研修・訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施してもよい。
- 最新の知見や訓練で判明した課題を業務継続計画（BCP）に反映させ、定期的に見直す。

BCPの作成

- ・ B C P 作成時はひな形等を有効活用する。

⇒ 最初はひな形を埋めるのみでもよいが、徐々に施設の特徴を反映させ、施設独自の B C P にしていく。

- ・ 厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

ガイドラインやひな形、研修動画などが掲載されているのでご確認ください。